

令和6年(ワ)第1826号 損害賠償請求事件

原告 細田伸次 外2名

被告 株式会社豊 外3名

準備書面

令和7年11月30日

被告 株式会社豊

代表者代表取締役 三村 勝美



被告 合同会社クリンクリンナラ

代表者代表社員 吉田 晟二



被告 吉田 晟二



大阪地方裁判所第3民事部合議3係 御中

頭書事件につき、被告らの主張は下記のとおりである。

第1 事案の前提

1 本件建物および隣接関係

- (1) 本件工事の対象建物の所有者かつ施主は、訴外株式会社OAK彌榮(以下「オークヤサカ」という。)である。
- (2) 本件工事の対象建物の北側及び南西側に隣接する建物の所有者が原告らである。
- (3) 本件工事の対象建物と原告ら所有建物との間には、敷地境界線を挟んで、双方それぞれ10cm～20cm程度のわずかな隙間しか存在しなかった。

2 工事挨拶・工事内容説明の主体

- (1) 本件工事について、原告らに対する工事挨拶や工事作業手順の説明は、いずれもオークヤサカの現場代理人である訴外野本工務店こと野本順一(以下「野本」という。)が行っていた。
- (2) この点は、乙第45号証(原告代理人から訴外岩本朗弁護士宛に送付された文書)の【ご連絡・報告・照会事項】欄上から8行目の下線部分「現場監督をしている野本工務店や、作業員の人に…」との記載からも明らかである。

3 被告らと施主との関係

(1) 被告株式会社豊, 被告合同会社クリンクリンナラおよび被告吉田晟二(以下併せて「被告ら」という。)は, 施主であるオークヤサカ代表取締役社長柏木良夫本人とは直接のやり取りを行っておらず, 専ら同人の代理人である野本からの指示に従って本件工事を施工していた。

(2) また, 大型解体機械を用いて地上から解体を行うという本件解体工法についても, 施主であるオークヤサカ代表取締役社長柏木良夫が決定し, 指示したものである。

4 隣接地所有者への事前説明の主体

(1) 隣接建物所有者である原告らに対し, 本件工事計画の事前説明および挨拶を行うことは, 本来, 施主又は現場監督が行うべき事柄である。

具体的には,

- ・工事期間
- ・作業時間帯
- ・解体方法(使用する重機の種類, 上部から順次解体するか否か等)
- ・騒音・振動・粉じん(ほこり)の見込み
- ・安全対策(防音パネル, 飛散防止ネット, 散水など)
- ・搬出トラックのルート・台数・時間帯
- ・現場責任者(現場監督)の氏名・連絡先

などについて, 口頭および書面により説明し, 書面を配布することが予定されている。

(2) これらの事前説明および挨拶は, 施主であるオークヤサカが実施しており, 被告株式会社豊及び被告合同会社クリンクリンナラは, オークヤサカの了解を得たうえで形式的な顔合わせを行ったにとどまる。

(3) 被告らは, 施主であるオークヤサカの了解なく, 本件工事の工法や具体的内容について原告らに対し独自に説明する権限を付与されておらず, そのような説明を行うことは許されていなかった。

5 火災保険契約の締結

(1) 被告株式会社豊は, 施主オークヤサカの指示に基づき, 本件新築工事の発注条件として, 火災保険契約(保険期間5年)を締結した。

(2) 当該火災保険契約の対象建物は原告ら所有建物であり, 保険者は被告東京海上日動火災保険株式会社であるが, 原告らおよび同保険者に対しては, 保険加入の有無やリスクについて事前に確認を行い, その了解を得たうえで保険契約を締結している。

第2 原告らの過失

1 境界線付近の建築規制と本件の状況

(1) 民法第234条(境界線付近の建築の制限)は、
「建物を築造するには、境界線から50センチメートル以上の距離を保たなければならない。」

と規定し、さらに、

「前項の規定に違反して建築をしようとする者があるときは、隣地の所有者は、その建築を中止させ、又は変更させることができる。ただし、建築に着手した時から1年を経過し、又はその建物が完成した後は、損害賠償の請求のみをすることができる。」と定めている。

(2) これに対し、建築基準法第65条(隣地境界線に接する外壁)は、防火地域又は準防火地域内にある建築物で外壁が耐火構造であるもの(原告ら所有建物および本件建物を含む。)については、当該外壁を隣地境界線に接して設けることができる旨を定めており、一見すると民法234条と相反する規律が置かれている。

(3) この点につき、最高裁判所第三小法廷平成元年9月19日判決(昭和58年(オ)第1413号・建物収去等請求事件)は、建築基準法65条1項は防火地域又は準防火地域内にある耐火構造の外壁を有する建物について、当該外壁を隣地境界線に接して設けることができる旨を定めたものであり、右各地域内にある同条所定の建物については民法234条1項の適用を排除する特則であると解するのが相当である旨判示している。

(4) もっとも、東京地裁平成4年1月28日判決・判タ808号205頁は、民法234条の趣旨について、隣接建物相互の間に一定の間隔を保持することにより、

- ・通風や衛生状態を良好に保つこと、
- ・類焼等の災害の拡大を防止すること、
- ・境界線付近における建物の築造及び修繕の際に通行すべき空地を確保すること、

等を目的とするものであると判示している。

(5) 本件では、上記のとおり、本件建物と原告ら所有建物の双方が敷地境界線近くに接近して築造されており、隣接建物間の隙間は10cm～20cm程度にすぎない。このような状態は、前記趣旨に明らかに反するものであり、その原因は建物の配置計画および新築当時の建築行為に存する。

(6) したがって、建物相互の過度な接近という前提状況については、もともと原告ら自身の建築計画・選択にも起因するのであり、被告吉田晟二のみに一方的に、不法行為(民法709条)上の注意義務違反(過失)が存在したと評価することはできない。

2 予見可能性と原告らの過失(過失相殺事由)

(1) 交通事故と同様、工事事故においても、「予見できた危険に対して必要な注意を

尽くさなかった者が責任を負い、又はその責任が減額される」という一般原則は妥当する。

(2) 特に、建物所有者や建物管理者など、本件のような工事内容から危険な状態が長期間継続し得ることを予測し得る立場にある者については、事故の予見可能性が認められる場合、当該者にも過失が認められるのが相当である。

(3) 本件において原告らは、施主であるオークヤサカから本件工事の内容や工事計画について説明を受けたうえで、本件工事の実施を受忍している。また、大型解体機械が現場に搬入されてから本件事故発生に至るまでには相当な期間が存在した。

(4) それにもかかわらず、原告らは、

- ・市区町村の建築指導課に対し、工事方法等につき指導要請を行うこともなく、
- ・工事の中止又は工事方法の変更を求める仮処分申立て等の法的措置も講じていない。

(5) これらの事情に照らせば、原告らは本件工事に内在する危険を十分認識し得たにもかかわらず、何らの是正措置をとらずに工事を容認したものといえ、本件事故の発生については原告ら自身にも相当程度の過失(少なくとも過失相殺を相当とする事情)が存在するというべきである。

第3 過失相殺の必要性

以上検討したとおり、本件事故は、隣地解体工事という高度の危険を内包する状況のもとで発生したものであり、その危険性については原告らも十分認識し得たにもかかわらず、原告らは安全確保のための措置を十分に講じなかった。

したがって、本件事故の発生および損害の拡大については、被告らのみならず原告らにも相応の寄与が認められるから、民法722条2項に基づき、原告らの過失を斟酌して、相当割合の過失相殺を行うべきである。

第4 被告東京海上日動火災保険株式会社の責任

(1) 原告らは、本件工事に伴い一定の事故発生の危険があることを十分予見し得たものの、工事に伴う損害が発生した場合には、損害賠償保険や原告ら所有建物に付された火災保険等の各種保険により手厚い補償が用意されていることを前提として、本件工事の施工を受忍したものと考えられる。仮にこのような保険による補償が存在しなければ、原告らが本件工事を容認することはなかったと推認される。

(2) また、そもそも、被告合同会社クリンクリンナラが本件解体工事を受注し、被告株式会社豊が新築工事を受注し得たのは、各々が損害保険契約や火災保険契約を締結していたからであり、右保険契約が工事受注の前提となっていたものである。

(3) 以上の経緯に照らせば、本件事故により生じた損害については、保険者たる被告東京海上日動火災保険株式会社においても、保険契約上、相応の負担・補償責任を負うべきものである。

(4) さらに、被告株式会社豊らと被告東京海上日動火災保険株式会社との間の本件保険契約については、同社が本件事故後も保険金支払義務を履行しないなどの債務不履行に及んでいることから、被告株式会社豊らは、同社の債務不履行等を理由として、右保険契約が契約締結時にさかのぼって解除されるべきものであると主張している。

もっとも、かかる契約解除の主張が前提となるとしても、被告東京海上日動火災保険株式会社が、本件事故により生じた損害につき、単なる建物の一部補修にとどまらず、建物全体の建替えを要する損害賠償責任を免れることにはならない。

第5 本件建物における損害の本質(構造的損傷による全損)

1 外観上の損傷と構造的損傷の乖離

本件事故による衝撃は、建物の外壁や内装といった表層部分の破損にとどまらず、建物の骨格である構造躯体(柱、梁、接合部)に深刻なダメージを与えている。

一般に、安全用ヘルメットや自動車のバンパー等は、強い衝撃を受けた際に当該部材自体が変形・破壊されることで衝撃エネルギーを吸収し、以後の強度保持機能を喪失する構造となっている。建築物においても同様であり、設計強度を超えるほどの局所的な打撃力が加わった場合、構造材内部で「塑性変形(元に戻らない変形)」や微細な亀裂が生じ、外観上は軽微に見えても、構造耐力(耐震性能)は著しく低下する。

2 補修による原状回復の不可能性

相手方は「ひび割れを補修すれば足りる」と主張するかもしれないが、そのような補修はあくまで「美観の回復」にすぎない。

一度限界を超える衝撃を受けて構造的粘り強さ(靱性)を失ったコンクリートや鉄骨は、樹脂注入や表面塗装などの補修を行っても、失われた強度や耐震性能を取り戻すことは物理的に不可能である。

民法上の損害賠償の目的が、被害者を事故前の状態(安全性を含めた資産価値)に復帰させることにある以上、本件においては、安全性が担保されない「補修」ではなく、「解体および建て替え」こそが唯一の原状回復手段である。

3 結論

したがって、本件建物は物理的には倒壊を免れているものの、建物としての本質的機能(居住者の生命・財産を守る安全性)を喪失しており、法的には「物理的全損」と同視すべき状態にある。

よって、損害額の算定に当たっては、建物の再調達価格(建て替え費用)を基準とすべきである。

以上です。

令和6年(ワ)第1826号 損害賠償請求事件

原告 細田伸次 外2名

被告 株式会社豊 外3名

準 備 書 面

令和7年 12 月 4 日

被告 株式会社豊

代表者代表取締役 三村 勝美



被告 合同会社クリンクリンナラ

代表者代表社員 吉田 晟二



大阪地方裁判所第3民事部合議3係 御中

頭書事件につき、被告らの主張は下記のとおりである。

責任の所在及び保険契約解除の正当性等について

第1 本件事故の発生状況と責任の基本構造

1 本件事故の発生態様

本件事故は、被告合同会社クリンクリンナラ(以下「クリン社」という。)の代表社員である吉田晟二が、45トンクラスの大型解体用油圧ショベル(以下「本件重機」という。)を運転中に発生したものである。

事故当時、解体現場では粉じんが激しく舞い上がり、本件重機の運転席からは周囲の詳細な状況を目視にて確認することが著しく困難な状況であった。このような状況を踏まえ、クリン社は、現場に居合わせた有限会社ホールド(以下「ホールド社」という。)所属の鳶職人に対し、本件重機の誘導及び合図を依頼し、同人の指示に従って作業を進めていた。

ところが、ホールド社担当者による誘導・指示は著しく不明確かつ不適切なものであり、その過失ある誘導行為により、本件重機のアームが原告細田所有の建物に食いつき、同建物が損壊するに至ったものである。

2 共同不法行為としての構成

以上のとおり、本件事故は、本件重機の運転者たるクリン社(吉田晟二)の過失に加え、不適切な誘導を行ったホールド社担当者の過失が競合して発生したものであるから、クリン社およびホールド社は、民法719条1項に基づく共同不法行為者として連帯して損害賠償責任を負うべき地位にある。

したがって、ホールド社もまた、本件訴訟において責任を追及されるべき当事者であることを、ここに改めて明確に主張する。

第2 被告株式会社豊が本件事故について第一次的責任主体でないこと

1 豊社とホールド社・クリン社との関係

原告らは、被告株式会社豊(以下「豊社」という。)に対しても損害賠償責任を追及するが、豊社は本件事故について第一次的な加害者としての責任を負う立場にはない。

確かに、ホールド社が豊社の下請業者であったことは事実である。しかし、本件事故当時の誘導作業については、クリン社がホールド社に対して直接依頼し、クリン社の指揮監督の下で行わせたものであり、豊社は当該誘導作業について一切の指揮命令権を行使していない。豊社は本件現場の具体的作業手順や誘導方法に関与しておらず、ホールド社に対する使用者としての監督義務違反も存在しない。

2 豊社の位置付け

このように、豊社は本件事故の発生に直接関与しておらず、むしろ、本件紛争に巻き込まれた立場に近い第三者である。豊社に対して加害者としての不法行為責任や債務不履行責任を問うための法的根拠は存在しない。

したがって、豊社に対して本件事故につき直接の損害賠償責任を負わせることは、責任の帰属原理にも反し、到底許容されるべきではない。

第3 株式会社 OAK 彌榮を最終負担者とする特約の内容と意義

1 本件契約スキームと特約の存在

本件重機は、豊社がリース会社から賃借したものを、施主たる株式会社 OAK 彌榮（以下「OAK 社」という。）に対して転貸したものである。OAK 社は施主として自ら躯体解体業者を選定し、その業者（本件においてはクリン社）に本件重機を使用させて解体作業を行わせていた。

この転貸に際し、豊社と OAK 社との間では、次の趣旨の明確な特約が締結されていた。すなわち、

「本件重機の使用に起因して第三者に損害が発生した場合、その原因の如何を問わず、OAK 社が一切の責任を負担し、豊社に対しては何らの責任も帰せしめない」

という、いわば OAK 社による全面的な責任引受条項である。

2 OAK 社に対する請求権の「確実性」と「優先性」

上記特約により、豊社は本件事故発生時点で、OAK 社に対して本件事故により生じた損害の全額につき履行請求（求償）し得る具体的・現在の債権を取得している。この請求権は、将来発生するかもしれない不確定な期待権ではなく、すでに発生した契約上の債権である。

この OAK 社に対する請求権は、原告らから見れば、民法423条以下の債権者代位権の対象となり得る「代位可能な引当財産」である。すなわち、仮に豊社が自ら OAK 社に対して請求を行わない場合であっても、原告らは豊社の債権者として、代位により OAK 社に対する請求権を直接行使し得る地位にある。

しかも、OAK 社は施主として相応の事業規模と資力を有する企業であり、本件特約はまさにこの資力を背景として、第三者に対する損害賠償義務を OAK 社が最終的に引き受ける趣旨で締結されたものである。したがって、OAK 社に対する請求が本筋である。保険会社には、保険として折衝することが、むしろ実務上はるかに確実な引当財産である。

3 「真の負担者」から取り立てることが筋であること

損害賠償の一般構造においては、まず加害者および契約上の最終負担者が責任を負い、保険者の責任はこれを補完する後順位のセーフティネットとして位置付けられ

る。本件においては、特約により、OAK 社こそが本件事故による損害の最終負担者であることが当事者間で明確に合意されている。

したがって、被告らが、まず特約に基づき OAK 社に対して全責任の履行を求め、その資力により被害者の損害を填補しようとすることは、「真の負担者から直接取り立てる」という意味で極めて筋の通った対応である。

これに対し、請求を一貫して拒んでいた保険会社からの保険金に依拠することを前提とし続けることは、必ずしも被害者らにとって最も確実・迅速な救済手段とはいえない。

4 OAK 社を通じた被害者救済のスキーム

豊社としては、OAK 社から本件特約に基づき全損害額の支払を受け、その資金をもって原告らを含む被害者全員の損害を填補することを予定している。すなわち、OAK 社に対する請求は、単に豊社自身の損失を補うためのものではなく、「OAK 社→豊社→被害者」というルートにより、被害者救済を実現するための実効性あるスキームとして機能する。

このように、本件では、原告らの債権を支える引当財産として、OAK 社に対する確実かつ優先すべき請求権が存在しており、これこそが本件紛争の根幹をなすべき正義である。

第4 保険契約解除の正当性と詐害性否定、及び豊社の被害者救済意思

1 詐害行為取消権の要件と本件の枠組み

民法424条の詐害行為取消権が成立するためには、債務者の行為により、債権者がその一般財産から弁済を受けることが困難となる程度に財産が減少し、かつ債務者に債権者を害する意思(詐害性)が存在することが必要である。

原告らは、被告らが被告東京海上日動火災保険株式会社(以下「東京海上」という。)との間の保険契約を解除したことが詐害行為に当たると主張するが、以下に述べるとおり、本件においては、

- ①解除により原告らの引当財産は実質的に減少しておらず、
- ②むしろ被害者救済を志向した合理的な経営判断というべきものであって、詐害性は認められない。

2 OAK 社に対する請求権の存在により、債権者の引当財産は害されていない

前記のとおり、豊社は本件特約に基づき、OAK 社に対して本件事故に関する損害の全額につき履行を求め得る確実な債権を有しており、これは原告らが債権者代位権により直接行使し得る性質のものである。

すなわち、豊社の財産の中には、東京海上に対する不確実な保険金請求権と比較しても、少なくとも同程度、むしろそれ以上に確実かつ実効性の高い「OAK 社に対する請求権」という引当財産が存在する。

このような状況の下で、保険契約を解除したとしても、原告らが豊社の財産から回収し得る総体としての引当財産は減少していない。むしろ、責任の所在が不明確な保険金に依拠するルートから、契約上明確に最終負担者とされている OAK 社に対するルートへと軸足を移したものであり、被害者の実質的な回収可能性は維持され、場合によっては向上しているとさえいえる。

したがって、本件保険契約の解除により「債権者を害する」要件は充たされない。

3 豊社は責任逃れではなく「真の責任者からの回収を通じた被害者救済」を目指す善意の当事者である

保険契約の解除は、しばしば「責任から逃れるためではないか」と誤解されがちである。しかし、本件における豊社の対応は、そのような性質のものではない。

- ・ 豊社は、そもそも本件重機を転貸するに際し、OAK 社を最終負担者とする特約を締結することで、第三者に損害が発生した場合でも確実にその賠償原資を確保できるよう、事前にリスク管理を行っていた。
- ・ 本件事故発生後も、豊社は一貫して、OAK 社が本件事故の責任を契約上引き受けていることを前提に、OAK 社からの回収を通じて被害者を救済する方針をとっている。
- ・ 豊社は、原告らを含む被害者が最も確実かつ迅速に損害の填補を受けられるルートは、特約に基づいて責任を全面的に引き受けた OAK 社からの回収であると判断しており、その実現のために動いているのであって、自らの責任を免れようとしているものではない。

つまり、豊社は「責任を他人に押し付けて逃げる当事者」ではなく、「真の負担者である OAK 社から資金を回収し、その資金をもって被害者を救済しようとしている善意の当事者」である。

このような事情に照らすと、保険契約の解除をもって豊社に詐害意思があったと評価するのは、事実関係にも、責任の実質的な構造にも反する。

4 東京海上との保険契約維持が却ってリスクであったこと

なお、東京海上は、金融庁から業務改善命令を受けるほどコンプライアンス上の問題を指摘されており(乙第 58 号証)、本件においても保険金の支払いを正当な理由なく拒絶し続けている。かかる背信的態度を示す保険会社との契約を漫然と継続することは、豊社にとっても、最終的には被害者らにとっても重大なリスクを伴う。

このような保険会社に依拠し続けるよりも、特約に基づき責任を全面的に引き受けた OAK 社に対する請求を中心に据え直すことは、経営判断としても合理的であり、被害者にとっても安定的な回収可能性を確保するための選択である。

したがって、本件保険契約の解除は、

- ・ 責任の所在を曖昧にするためでも、
- ・ 債権者から財産を隠すためでもなく、
- ・ 真の負担者に対して責任を問うという筋の通った対応であり、

詐害行為に該当する余地はない。

第5 予備的主張:東京海上の信義則上の責任について

1 本件事故発生後の解除と保険者責任の基本的考え方

一般に、保険事故が発生した後に保険契約が解除された場合であっても、当該事故についてすでに発生した保険者の責任まで当然に消滅するものではなく、少なくとも第三者被害者の保護という保険制度の社会的機能を踏まえると、そのような解釈は信義則上許されない。

本件では、東京海上は、本件事故につき保険金支払義務を争っていたが、事故当時有効に存在していた保険契約の下で、損害賠償リスクを収受した保険者としての地位にあったことは紛れもない事実である。

2 OAK 社からの回収が不調に終わる場合に備えた「予備的主張」

被告らは、本件特約に基づき OAK 社が最終的な賠償責任を負うべきであり、その資力により被害者救済は確保されると考えている。したがって、主位的には、前記の

とおり、保険契約解除には詐害性がなく、東京海上に対する原告らの請求は理由がない。

もっとも、万が一、OAK 社から十分な回収ができないなどの事情により、原告らの損害がなお残存するという例外的な事態が生じた場合には、以下のとおり、東京海上は保険者としての社会的責任を免れないと考える。

(1) 東京海上は、本件事故当時、保険料を受領しつつ本件リスクを引き受けていた以上、本件事故が保険期間中に発生したものである限り、その後の解除合意を盾に、第三者被害者に対する損害賠償の引受を全面的に否定することは、信義則(民法1条2項)上許されない。

(2) したがって、予備的主張として、仮に本件において被告豊社らが原告らに対して何らかの責任を負うと裁判所が判断する場合には、その限度で東京海上は保険者として、

ア 本件事故に関する保険金を被告豊社らに支払う義務を負い、
イ ひいてはその支払により原告らの損害が填補されるべき地位にある、
と主張する。

3 「保険契約解除＝保険者の免責」ではないという位置付け

以上のとおり、被告らは、

- ・ 主位的には:OAK 社が契約上の最終負担者であり、その請求権が十分な引当財産として存在するから、保険契約解除は詐害行為に当たらず、東京海上に対する原告らの請求は棄却されるべきであることを主張する。
- ・ もっとも予備的には:仮に OAK 社からの回収が不十分であると裁判所が判断する場合には、東京海上は保険者としての社会的機能及び信義則に照らし、本件事故に関する損害賠償の引受責任を免れないことを主張する。

このように、被告らは、「保険契約を解除したから東京海上の責任も完全に免除する」という立場をとっているわけではない。むしろ、

①真の最終負担者である OAK 社からの回収を第一のルートとしつつ、
②万一それが不調に終わる場合には、東京海上が保険者として責任を負うべきであるという多重のセーフティネットを構築することで、被害者救済を図ろうとしているのである。

第6 結語

1 責任の構造の再確認

以上述べたとおり、

- 本件事故は、クリン社およびホールド社の過失が競合して発生したものであり、両社が共同不法行為者として連帯責任を負うべきであること、
- 豊社は、当該作業の具体的な指揮命令や監督を行っておらず、本件事故について第一次的な責任主体ではないこと、
- 豊社と OAK 社との間には、本件重機の使用に起因する事故について OAK 社が一切の責任を負う旨の特約が存在し、OAK 社に対する請求権が原告らの債権を担保する確実かつ優先すべき引当財産として存在すること、
- 被告らは、この特約に基づき OAK 社からの回収を通じて被害者救済を図ろうとしているのであり、保険契約解除は責任逃れではなく、真の負担者に責任を果たさせるための合理的な選択にすぎないこと、
- このような事情の下では、保険契約の解除は原告らの債権回収可能性を害しておらず、詐害行為取消権の要件を欠くこと、
が明らかである。

2 東京海上に対する予備的主張の位置付け

さらに、被告らは、OAK 社からの回収により被害者救済が確保されることを前提としつつも、万が一そうならないという極めて例外的な事態に備え、予備的主張として、東京海上が保険者としての社会的責任及び信義則上の責任を免れないことも併せて主張している。

すなわち、被告らは、決して原告ら被害者を犠牲にして自らのみが免責されようとしているのではなく、

「OAK 社→(必要に応じて東京海上)→被告豊社ら→原告ら」という多段的なスキームを通じて、最終的に原告らの損害ができる限り完全に填補されることを目指している善意の当事者である。

3 求める結論

以上により、

- 被告豊社に対する原告らの請求は、責任の帰属及び詐害行為取消権のいずれの観点からも理由がなく、棄却されるべきである。

- 被告東京海上に対する請求も、主位的には、本件保険契約解除に詐害性が認められない以上、理由がなく棄却されるべきである。
- もっとも、仮に裁判所が被告豊社らの責任を認め、その賠償資力につき何らかの懸念を抱く場合には、予備的主張の範囲で、東京海上の信義則上の責任につき適切な判断を賜りたい。

以上のとおり、本件における被告豊社および東京海上に対する原告らの請求は、いずれも採用されるべきではない。

よって、原告らの本件請求は、速やかに、かつ全面的に棄却されるべきである。

以上です。

令和 6 年(ワ)第 1826 号 損害賠償請求事件

原告 細田伸次 他 2 名

被告 株式会社 豊 他 3 名

証 拠 説 明 書

【乙 58・59-1・59-2 号証】

令和 7(2025)年 12 月 4 日

大阪地方裁判所第 3 民事部合議 3 係 御中

被告 株式会社 豊

代表者代表取締役 三村 勝美



被告 合同会社クリンクリンナラ

代表者代表社員 吉田 晟二



被告 吉田 晟二



号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
乙 58	東京海上日 動火災保険 株式会社に 対する行政 処分につい て	写し	令和 7 年 3 月 24 日	金融庁	被告東京海上日動火災保険株式会社が、金融庁より保険業法第 132 条第 1 項に基づく業務改善命令を受けたこと。同社において個人情報保護法及び不正競争防止法に関する不適切行為等が認められ、経営管理態勢及びコンプライアンス意識に重大な問題があること。
乙 59- 1	不動産処分 禁止仮処分 命令申立書	写し	令和 7 年 12 月 4 日	株式会社豊	債権者(株式会社豊)が、訴外株式会社OAK彌榮から債務者エスリード株式会社への不動産売却を詐害行為として、不動産処分禁止仮処分命令を申し立てたこと。被告らが本件訴訟において主張する債権回収手段(OAK社への責任追及)を現に実行していること。
乙 59- 2	証拠説明書 (仮処分事 件)	写し	令和 7 年 12 月 4 日	株式会社豊	上記仮処分申立事件において提出した証拠説明書。債権者が訴外OAK社に対し約 5 億円は下らない債権を有すること、本件不動産売却が詐害行為に該当すること等を立証する証拠の一覧。

令和6年（ワ）第1826号

乙 5 8

東京海上日動火災保険株式会社に対する行政処分について

被告 株式会社豊



被告 合同会社クリンクリンナラ



東京海上日動火災保険株式会社に対する行政処分について

金融庁は、本日、東京海上日動火災保険株式会社（本店：東京都千代田区、法人番号2010001008824、以下「当社」という。）に対し、保険業法第132条第1項の規定に基づき、下記のとおり業務改善命令を発出した。

記

I. 業務改善命令の内容

保険業法第132条第1項に基づく命令（業務改善命令）

1. 業務の健全かつ適切な運営を確保するため、以下を実施すること。

- ① 当社における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び不正競争防止法（平成5年法律第47号）等を遵守するための適切な法令等遵守態勢の確立（当社営業担当者及び当社から出向する社員（以下「出向者」という。）といった関係者に対する十分な教育や管理を行う体制整備を含む。）
- ② 当社（出向者を含む。）及び当社保険代理店における適切な顧客情報管理態勢の確立
- ③ ビジネスモデルの特性及び経営戦略の推進等に伴い発生するリスクを検討し、適時に適切な対応策を講じるための経営管理（ガバナンス）態勢の確立

なお、以下の点を踏まえた検討を行うこと。

- ・ 乗合代理店を重要な販路とするビジネスモデルであるにもかかわらず、それに伴うリスクについて十分な検討をしなかった結果、多数の乗合代理店における顧客情報の取扱い等にかかる不適切な慣行を看過し、さらには、当社社員自らによる不適切な行為を防止できなかった点
 - ・ 保険代理店との連携強化及び営業推進、さらには業務効率化等に伴う人材活用策の一環として、保険代理店への社員出向という経営戦略を推進しているにもかかわらず、当該戦略に伴うリスクに対し、適切な対策を講じなかった点
- ④ 上記①から③にかかる業務改善計画を策定すること。加えて、保険料調整行為事案において実施した真因分析を踏まえて、相次いで発生した不適切な事案の真因分析を行った上で、令和5年12月26日付金監督第3317号の業務改善命令（以下「業務改善命令（令和5年12月発出）」という。）により策定し、実施している業務改善計画（以下「業務改善計画（令和6年2月提出）」という。）について、以下の事項の抜本的な見直しを実施すること。
- ・ コンプライアンス及び顧客保護を重視する健全な組織風土の醸成（人事評価や社内教育による改善取組の現場社員への浸透及び保険商品・サービスの高度化や差別化を軸にした健全な競争の実現を目指す取組に関する事項を含む。）
 - ・ 乗合代理店に対する当社社員の出向について適切な管理態勢の構築
なお、保険募集の適切性を阻害する可能性、又は出向先において顧客の同意なく顧客情報を共有する可能性を真に排除できない場合は、原則として出向を行わないことにより実効性を確保すること。
 - ・ 業務改善を着実に実行し、定着を図るための経営管理（ガバナンス）態勢の強化

2. 上記1. については、保険業やコーポレートガバナンスにかかる専門的知見を有する外部専門家により業務改善計画の策定及び実施にかかるレビューを受けること（現場社員への浸透及び社員意識の変化を伴う計画の効果の持続可能性に関する評価を含む。）。
3. 上記1. ④により実施した真因分析の結果を踏まえた経営責任の所在の明確化をすること。
4. 上記1. 2. 及び3. に係る業務の改善計画を、令和7年5月30日（金）までに提出し、ただちに実行すること。
5. 上記4. の改善計画について、3か月毎の進捗及び改善状況を翌月15日までに報告すること（初回報告基準日を令和7年8月末とする。）。

II. 処分の理由

保険業法第128条第1項に基づく当社からの報告の結果、以下の個人情報保護法に抵触するおそれがある行為及び同法の趣旨に照らして不適切な行為（以下「個人情報保護法に関する不適切行為等」という。）、不正競争防止法に抵触するおそれがある行為及び同法の趣旨に照らして不適切な行為（以下「不正競争防止法に関する不適切行為等」という。）並びにその背景にある態勢上の問題が認められた。

1. 個人情報保護法に関する不適切行為等及び不正競争防止法に関する不適切行為等

（1）当社から、当社の保険代理店において、以下のとおり、個人情報及び法人情報の漏えい等があった旨の報告があった。

① 乗合代理店が、当社に保険契約に関する連絡を行った際に、当社の保険契約者等に関する個人情報を他の損害保険会社に送付するとともに、当社は他社の保険契約者等に関する個人情報を受け取っていた（以下「代理店事案」という。）。

401 の代理店において、当社の保険契約者等にかかる個人データの漏えい等が1,004,861件確認された。

なお、本事案は、当社社員の気づきを端緒として、当社が損害保険会社の中で最初に発見したものである。

② 保険代理店への出向者が出向先の保険代理店の上承を得ずに、当該保険代理店の顧客情報（保険契約以外の情報を含む。ただし、当社の保険契約にかかる情報を除く。）を当社へ送付していた（以下「出向者事案」という。）。

出向者110人による顧客情報の漏えい等120,101件が確認された。

（2）上記（1）①において、当社の保険契約者等に関する個人データが漏えいしたこと及び当社が不適切に他の保険会社の個人データを取得したことは、全件個人情報保護法に関する不適切行為等に該当する。上記（1）②のうち、行為者69人による保険契約者等83,546件の個人データの漏えい等が個人情報保護法に関する不適切行為等に該当する。また、出向者が当社へ送付していた情報が当該保険代理店において不正競争防止法に定める営業秘密に該当するのであれば、出向者110人と出向者から情報を受け取った保険会社社員の行為が不正競争防止法に関する不適切行為等に該当する。

（注）当社の報告によれば、当社の保険契約者の情報は、当社内においては、営業秘密として取り扱われている。

- (3) こうした代理店事案及び出向者事案は、多数の保険代理店において、反復継続的に発生していたことが認められた。それらは、以下の背景及び要因によるものと考えられる。

① 代理店事案の背景・要因

ディーラーや中古車販売業を兼業する保険代理店（以下「ディーラー等」という。）においては、自動車を販売する際に保険も販売するというビジネスモデルが定着していることから、ディーラー等は保険に加入する見込み客を有する。

損害保険会社各社は、より多くの保険契約の獲得を目指す観点から、多数の見込み客を有するディーラー等と代理店委託契約を締結しており、その結果、ディーラー等は複数の損害保険会社の乗合代理店となっている。

こうした中、乗り合っている損害保険会社とディーラー等の間で、他の損害保険会社の保険契約者等にかかるものも含め、ディーラー等における保険販売状況のデータが共有される慣習があった。このような状況下で、共有された保険販売状況のデータの中には、保険契約者等が提供に同意していない保険契約者等の個人情報が含まれることがあった。

なお、当社社員の中には、保険契約者等に関する個人情報を含む保険販売状況のデータを共有する取扱いが法令に反するかもしれないとの意識を有する者もいたが、上記のような関係を背景として、是正に向けた対応が検討されることはなく、こうした行為が長期間継続されてきた。

② 出向者事案の背景・要因

当社は、当社社員の人材育成やセカンドキャリアの形成を目的として保険代理店に対する当社社員の出向を推進してきた。これに加えて、近年では、保険代理店の大型化等が進む中で、業務効率化等に伴う人材活用策の一環として、乗合代理店の業務品質の向上や当社保険商品の優先的な販売を期待して、出向による保険代理店との関係強化を推進した。

こうした経営戦略の下で、出向者は、出向元部署により人事評価が行われ、当社の業績への貢献を求められていた。このため、出向者の中には、保険料収入の拡大のため、他社保険契約にかかる情報や代理店内におけるシェアに関する情報の提供等により、少しでも自社の保険契約獲得に貢献することができれば、出向元から高い評価を受けられるかもしれないとの期待感を持つ者も少なからずいたものと推察される。こうしたことを背景に、出向者の中には、保険代理店に無断、かつ発見されにくい方法等で、長年にわたり顧客情報を当社に共有してきた者がいたと認められる。

なお、当社では、出向目的に保険代理店の個人情報を取得することは明確に含めていなかったものの、上記の事情により、出向元部署は出向者からの情報共有を正当化したものと認められる。

- (4) 当社の調査の結果、代理店事案及び出向者事案ともに 2014 年度以前から 2024 年度まで継続して確認されている。その中には、同一の保険代理店において、前任者からの引継ぎを受けて共有を継続していた案件も散見されたとの報告があった。このことから、反復・継続して、情報漏えい等の行為が行われていたと認められる。

- (5) 代理店事案において、当社からは、

- ・ 個人情報保護法に関する不適切行為等のうち、当社情報の漏えい等については、当社営業店が、22 の代理店での事案を違法又は不適切と認識し、353 の代理店での事案を不適切という認識がなかった又は問題ないと認識していたものであること

- ・ 個人情報保護法に関する不適切行為等のうち、他社の保険契約者等情報の取得については、当社営業店のうち 12 の営業店が本人の同意がなく取得していることを認識し、75 の営業店が本人同意を取得していると誤認し又は同意を得る必要がないと認識していたものであること
- ・ 保険代理店の担当者や当社社員において十分な問題意識を持てなかった要因として、情報を共有する範囲が乗合保険会社に限定されていたため、第三者への提供の意識が希薄であったこと

との報告を受けている。

こうした行為が長期間看過されていたことは、保険代理店及び当社社員の中にコンプライアンスの意識に欠けている者がいたことを示すものと考えられる。また、当社において、保険代理店及び当社社員が法令に抵触する行為又は法令の趣旨に照らして不適切な行為を行うリスクに対する理解が不十分であったことを示していると考えられる。

(6) 出向者事案において、当社からは、

- ・ 出向者のうち、21 人は不適切と認識しながら情報共有を行っており、72 人は特段の問題意識がなかったこと
- ・ 出向者は、出向元部署の明確な指示はなかったものの、人事評価が出向元部署により行われることから、当社の業績に貢献する目的をもって、出向先の情報を出向元へ共有したこと
- ・ 一部の出向者は、業績目標に「出向元への営業貢献や情報収集を通じた貢献」を掲げていたこと

との報告を受けている。

上記報告内容を踏まえれば、一部の出向元部署も情報共有による当社への貢献を期待していたものと推察される。

以上を踏まえると、出向者や当社社員の中には、当社業績への貢献を目的として、不適切と認識しながら情報共有を行っていた者がいることが認められる。

このことは、出向者及び当社社員の中には、コンプライアンスの意識が著しく欠けている者がいたことを示している。また、こうした不適切行為等が長期間看過されていたことは、当社において、出向者及び当社社員が法令に抵触する行為又は法令の趣旨に照らして不適切な行為を行うリスクに対する理解が不十分であり、コンプライアンスの意識が欠けていることを示していると考えられる。

2. 態勢上の問題

当社は、業務改善命令（令和5年12月発出）により、経営管理（ガバナンス）態勢の機能発揮、3線管理態勢の整備・確立及び代理店への対応等の態勢上の問題にかかる業務改善を命じられ、業務改善計画（令和6年2月提出）を策定の上、実施しているところである。一方で、今般発覚した代理店事案及び出向者事案について、当社からの報告を踏まえると、以下の内容において、業務改善計画（令和6年2月提出）では十分ではない点が認められる。

(1) 経営管理（ガバナンス）態勢の機能発揮

経営陣は、保険代理店との連携強化及び営業推進、さらには業務効率化等に伴う人材活用策の一環として、保険代理店への社員出向という経営戦略を推進していた。それにもかかわらず、これに内在する出向者や出向元部署による不適切な情報共有に関するリスクに十分な注意を払わなかった。これは、経営陣が、経営戦略に伴うリスクを検討し、必要な対応を行う態勢を構築していなかったからである。このため、多数の乗合代理店における顧客情報等にかかる不適切な慣行や当社社員自らの不適切な

行為を看過する結果となった。

(2) 3線管理態勢の整備・確立

当社では、情報管理にかかるリスクについて意識・理解の浸透が図られていなかった。そのため、営業部門（以下「第1線」という。）、コンプライアンス部門・リスク管理部門（以下「第2線」という。）及び内部監査部門（以下「第3線」という。）の各層において、以下のとおり、情報管理のための態勢整備が不十分であったと認められる。

① 第1線

当社では、情報の取扱いについて、情報セキュリティ管理にかかる社内規程を定めるとともに、定期的に研修を実施する等の対策を講じてきた。しかしながら、営業部店等において、業務実態に即した情報管理のあり方に関する理解が十分ではなかった。そのため、代理店事案及び出向者事案において認められた情報管理に関するリスクに対して必要な対応を行う態勢となっていなかった。

これを踏まえると、第1線における適切な顧客情報管理体制の構築が不十分であったと認められる。

② 第2線

第2線では、上記①のとおり、情報セキュリティ管理にかかる社内規程を定めるとともに、第1線や出向者に対して、定期的な研修を実施する等の対応を行ってきた。しかしながら、第2線は第1線による業務実態に即したリスクの把握・管理の状況をモニタリングし、けん制することが十分にできていなかった。

また、第2線は、第1線の報告を元に情報管理に関する対応を講ずるにとどまっており、独立したリスクの特定・評価を十分に行う態勢となっていなかった。そのため、本件の発生を予防することができなかった。

これらを踏まえると、第2線における適切な顧客情報管理態勢が確立されていなかったと言える。

③ 第3線

第3線でも、情報共有のあり方を含む損害保険会社と保険代理店との関係について、問題認識が不足していたため、代理店事案で確認された情報の取扱いにかかるリスクや出向者事案で確認された保険代理店への出向にかかるリスクについて十分な検討を行い対応する態勢となっていなかった。このため、第3線は第1線及び第2線に対する検証を十分に行うことができず、長年の慣行を是正することができなかった。

(3) 保険代理店に対する対応

当社は、保険代理店に対して、適切な顧客情報管理を行わせるため十分な教育・管理・指導を行うなど適切に監督すべきであった。しかしながら、代理店事案が上記1.

(3) ①に記載した背景・要因により発生したことを踏まえると、適切な保険代理店管理態勢が構築できていなかったと認められる。

(4) 当庁として、これらの問題の真因は、以下のとおりであるとする。

① 第一に、経営者が、乗合代理店を通じた保険販売というビジネスモデルの下で、保険代理店との連携強化及び営業推進、さらには業務効率化等に伴う人材活用策の一環として、保険代理店への社員出向という経営戦略を推進している中で、自社のビジネスモデルや経営戦略に伴うリスクを網羅的に特定・評価し、適切に対応する経営管理態勢の構築を怠ってきたこと。

このため、多数の乗合代理店における顧客情報等にかかる不適切な慣行や当社社員自らの不適切な行為を看過する結果となった。

- ② 第二に、当社において、個人情報保護法等の保険業法以外の法令を含めた法令の遵守に対するリスク認識が低かったこと。

このため、当社社員や出向者に対し、十分な教育及び監督を行ってこなかった。

- ③ 第三に、当社において、保険商品及びサービスによる健全な競争環境の実現を目指さず、コンプライアンス及び顧客保護を軽視する企業文化が存在していたこと。

このため、出向者や当社社員の中には、違法又は不適切と認識しながらも、長年の業界の慣行であるとして、不適切行為等に及んだ者も少なくない。

なお、これらの真因は業務改善命令（令和5年12月発出）においても指摘しており、当社は改善にかかる取組を開始している。その取組の中で、当社社員の気づきを端緒として代理店事案を発見するなど、一定の進捗も認められている。しかしながら、本件の重大性に照らせば、さらなる態勢整備が求められる。

上記を踏まえ、当社が既に行っている業務改善計画（令和6年2月提出）の修正を行った上で、より適切な業務改善計画の策定、実施及び定着を図っていくためには当局の関与が必要と判断したものである。

乙59-1

不動産処分禁止仮処分命令申立書

被告 株式会社豊



被告 合同会社クリンクリンカラ



不動産処分禁止仮処分命令申立書

事件の表示 不動産処分禁止仮処分命令申立事件

訴訟物の価額 金 2,000 円

貼用印紙額 金 2,000 円

予納郵便切手 金 円

令和 7 年 12 月 4 日

大阪地方裁判所 民事部 保全係 御中

債権者 〒632-0078

奈良県天理市杉本町 179-17

萬玉組様方

株式会社豊

同代表者代表取締役社長 三村 勝美

同代表者代表取締役 吉田 晟二



債務者 〒553-0003

大阪市福島区福島六丁目 25 番 19 号

エスリード株式会社

同代表者代表取締役 荒牧 杉夫

会社法人等番号 1200-01-072725

第 1 当事者

- 1 債権者
前記のとおり。
- 2 債務者
前記のとおり。

第 2 被保全権利

債権者は、民法第 424 条に基づき、訴外株式会社 OAK 彌榮から債務者エスリード株式会社への本件不動産につきされた所有権移転登記を詐害行為として取り消し、その抹消登記手続を求める権利(詐害行為取消権)を被保全権利とする。

第 3 申立ての趣旨

- 3 債務者は、別紙物件目録記載の不動産につき、譲渡、質権・抵当権・根抵当権その他担保権の設定、賃借権その他使用収益権の設定及び変更並びにこれらに準ずる一切の処分行為をしてはならない。
- 4 債務者は、前項の処分禁止の仮処分命令の登記手続をせよ。
との仮処分命令を求める。

第4 申立ての理由

5 被保全権利の存在

(1) 工事請負契約の締結

債権者は、訴外株式会社 OAK 彌榮(以下「訴外会社」という。本店:大阪市港区磯路一丁目4番4号,代表取締役:柏木良夫。会社法人等番号1200-01-167273)との間で、令和3年5月ころから令和4年2月ころにかけて、複数の解体工事及び特殊施工に関する請負契約を締結し、契約の本旨に従いその履行を完了した。

(2) 和解の成立

訴外会社が上記工事代金の支払を怠ったため、債権者は訴外会社の本件敷地に対し留置権を行使したところ、訴外会社から大阪地方裁判所に訴えを提起され、令和4年11月28日、同裁判所令和3年(ワ)第8546号事件において和解が成立した(甲第1号証:和解調書)。

同和解条項第2項において訴外会社は金800万円の支払義務を認め、同条項第10項において「原告(訴外会社)及び被告(債権者)は、本和解成立後、被告の原告に対する本件工事の出来高報酬債権の総額並びに本件工事中に発生した事故に係る原告の被告に対する損害賠償請求権の有無及び額について協議する」との条項が設けられた。

同条項は、債権者と訴外会社との間に、上記800万円を超える未解決の債権債務関係が存在することを相互に確認し、その額について今後協議により確定する旨を合意したものである。

(3) 債権の存在及び疎明の程度

ア 債権額の算定根拠

債権者は、訴外会社に対し、上記工事請負契約に基づく未払工事代金及び工事中に発生した他社の事故による損害賠償請求権(損害金を除く)などとして、合計金5億円を下らない債権を有している。

右債権の内訳は、概ね以下のとおりである(確定した詳細金額は本案訴訟において主張立証する予定)。

- | | |
|---------------|-----------|
| ① 未払工事代金 | 約3億円 |
| ② 事故による設備損害 | 約1億5000万円 |
| ③ 追加工事・応急措置費用 | 約5000万円 |

イ 疎明資料の限界と立証方針

債権者は、現段階において、上記債権の全額について詳細な疎明資料を提出することは困難であることを認める。これは、訴外会社が和解成立後も協議に応じず、契約書・請求書・受領書等の資料の開示を拒んでいるためである。

しかしながら、和解調書第10項が「協議する」と定めたこと自体が、債権債務関係の存在を公的に確認したものであり、かつ、債権者が現に工事を施工し完成させた事実(甲第2号証:工事写真)、工事期間中に重大な設備事故が発生した事実(甲第6号証:事故報道記事)は、いずれも客観的に明らかである。

したがって、本件仮処分手続においては、債権額を保守的に金 5 億円と見積もったうえで、詐害行為取消権の成否を判断していただきたい。

(4) 訴外会社の資力状況

訴外会社は、令和 7 年 10 月 31 日の本件売却以前には、本件不動産のほか、大阪市港区磯路、天王寺区上本町、神戸市東灘区等に不動産を保有していた(甲第 4 号証:不動産登記事項証明書綴り)。

しかしながら、本件不動産の売却後、訴外会社が保有する不動産の評価額合計は、固定資産税評価額ベースで約 15 億円にとどまる。

さらに、これらの不動産には金融機関の抵当権が設定されており(甲第 4 号証)、実質的な無担保資産はほとんど存在しない。

したがって、訴外会社は、債権者の債権 5 億円を完全に弁済するに足る責任財産を有しておらず、実質的な無資力状態にあると認められる。

6 詐害行為の事実

(1) 本件不動産の売却

訴外会社は、令和 7 年 10 月 31 日、別紙物件目録記載の不動産(以下「本件不動産」という。所在:大阪府中央区島之内二丁目 44 番乙 1, 同 44 番 5, 同 44 番 9。合計面積 440.02 平方メートル)を、債務者に売却し、同日、所有権移転登記を経由した(甲第 3 号証:不動産登記事項証明書)。

本件不動産は、大阪府中央区島之内という商業地域の中心部に位置する極めて資産価値の高い土地であり、令和 7 年分の路線価(302,000 円/平方メートル)に基づく評価額は約 1 億 3,288 万円である(甲第 8 号証:路線価図)。

路線価は公示価格の約 80%とされることから、本件不動産の時価は約 1 億 6,600 万円と推定される。

本件不動産は、訴外会社の責任財産の中核をなすものであり、その売却により、債権者の債権回収の可能性は著しく減少した。

(2) 売却代金の不明確性

本件売却の対価(売買代金額)は、登記簿上明らかではなく、訴外会社も債務者もこれを開示していない。

また、仮に適正価格で売却されたとしても、その売却代金が訴外会社の責任財産として保全されている事実はなく、債権者への弁済に充てられる見込みも一切示されていない。

このような状況下において、本件売却は、債権者の債権回収を著しく困難にするものであり、詐害行為に該当する。

(3) 訴外会社の詐害の意思

訴外会社は、和解成立後も債権者との協議に一切応じず、債権者からの再三の連絡を無視し続けてきた。

そのような状況下で、債権者に何ら通知することなく、主要資産である本件不動産を売却したことは、債権者の債権回収を妨害する意図があったものと推認される。

7 債務者の悪意

(1) 債務者の属性

債務者は、東京証券取引所プライム市場に上場する不動産開発会社であり（甲第 5 号証：法人登記事項証明書）、宅地建物取引業を主たる事業とする。

債務者は、その事業の性質上、用地取得に際しては、売主の権利関係、財務状況、係争の有無等について、社内規程に基づく綿密なデューデリジェンスを実施することが通常である。

(2) 債務者が認識し得た客観的事実

ア 和解の存在

令和 4 年 11 月 28 日に成立した和解は、大阪地方裁判所の公開法廷において行われた手続であり、和解調書は公文書である。

不動産取引の専門家である債務者が、1 億円を超える不動産を取得するに際し、訴訟記録の有無を調査しなかったとは考え難い。

イ 事故報道の存在

訴外会社が関与した工事現場における重大事故は、令和 2 年ころ、複数のメディアで報道された（甲第 6 号証：新聞記事・ウェブ記事）。

これらの情報は、インターネット検索により容易に発見可能であり、債務者が通常のデューデリジェンスを実施すれば、訴外会社と債権者との間に紛争が存在することは把握し得たはずである。

ウ 登記と融資の時期的近接性

債務者は、本件不動産を取得した令和 7 年 10 月 31 日から、わずか 26 日後の令和 7 年 11 月 26 日には、株式会社三菱 UFJ 銀行との間で、債権額金 13 億円の抵当権設定仮登記を経由している（甲第 7 号証：不動産登記事項証明書）。

プライム市場上場企業が、メガバンクから 13 億円という巨額の融資を受けるためには、融資実行の数か月前から、詳細な事業計画書の作成、担保物件の調査、デューデリジェンス報告書の提出、融資審査等の手続が必要である。

したがって、債務者は、本件不動産を取得する以前から、銀行との間で融資交渉を進めており、その過程で本件不動産の権利関係、売主（訴外会社）の財務状況、係争の有無等について詳細な調査を実施していたことは明らかである。

このような調査を実施すれば、訴外会社と債権者との間の紛争の存在、債権者の債権の存在を知ることは容易であったはずである。

(3) 結論

以上の事情を総合すれば、債務者は、本件不動産の取得が債権者を害する行為であることを知っていたか、少なくとも容易に知り得たにもかかわらず、これを看過して本件不動産を取得したものと認められる。

したがって、債務者は、民法第 424 条第 1 項ただし書に規定する「悪意」を有していたものと認められる。

8 保全の必要性

(1) 現に存在する処分の危険

ア 抵当権設定仮登記の本登記への移行

前述のとおり、債務者は、令和 7 年 11 月 26 日、株式会社三菱 UFJ 銀行との間で、債権額金 13 億円の抵当権設定仮登記を経由している。

抵当権設定仮登記は、通常、融資実行前の順位保全措置として行われるものであり、近い将来、本登記に移行することが予定されている。

本登記に移行すれば、本件不動産には 13 億円の抵当権が設定され、債権者が詐害行為取消訴訟で勝訴したとしても、抵当権者(銀行)の権利が優先し、債権者の債権回収は事実上不可能となる。

イ 第三者への転売の危険

債務者は、不動産開発を主たる事業とする会社であり、本件不動産を開発して分譲マンション等を建設し、これを第三者に販売することが予想される。

仮に、本件不動産上に建物が建設され、これが第三者に売却された場合、債権者が詐害行為取消訴訟で勝訴したとしても、原状回復は著しく困難となり、債権者に回復困難な損害が発生する。

また、債務者が本件不動産を第三者に転売する可能性も十分にあり、その場合も同様に、債権者の権利行使は著しく困難となる。

(2) 保全の緊急性

本件不動産の取得(令和 7 年 10 月 31 日)から抵当権設定仮登記(令和 7 年 11 月 26 日)までの期間がわずか 26 日間であったことから明らかなとおり、債務者は本件不動産の処分を極めて迅速に進めている。

したがって、本件仮処分命令が発令されなければ、近い将来、本件不動産が第三者に譲渡され、または抵当権が本登記に移行して、債権者の債権回収が事実上不可能となる蓋然性が極めて高い。

よって、現状を凍結し、本案訴訟における判決の実効性を確保するため、直ちに本件不動産に対する処分禁止の仮処分命令を発令する必要性が認められる。

9 本案訴訟の提起

債権者は、本仮処分命令の発令後、速やかに大阪地方裁判所に対し、訴外会社及び債務者を被告として、詐害行為取消請求訴訟を提起する予定である。

10 担保の提供

本件不動産の路線価による評価額は約 1 億 3,288 万円であり、時価は約 1 億 6,600 万円と推定される。

債権者は、裁判所が相当と認める金額の担保(金 3,000 万円程度を想定)を供託する用意がある。

担保金の具体的金額については、裁判所のご判断に従い、速やかに供託する所存である。

第 5 結語

以上のとおり、債権者は、訴外会社に対し金 5 億円を下らない債権を有しており、訴外会社は実質的な無資力状態にあるところ、訴外会社は債権者を害する意図をもって主要資産である本件不動産を債務者に売却し、債務者もこれが詐害行為であることを知りながら本件不動産を取得したものである。

また、債務者は既に本件不動産に 13 億円の抵当権設定仮登記を経由しており、近い将来、本登記への移行または第三者への転売により、債権者の債権回収が事実上不可能となる危険が切迫している。

したがって、本件不動産の処分禁止仮処分を命じなければ、債権者に回復困難な損害が発生する蓋然性が極めて高い。

よって、債権者は、民法第 424 条及び民事保全法第 23 条以下の規定に基づき、第 3 記載の趣旨の不動産処分禁止仮処分命令を発していただくよう、裁判所に対し謹んで申し立てる。

以上

別紙 1 当事者目録

【債権者】

〒632-0078

奈良県天理市杉本町 179 番地 17

萬玉組様方

株式会社豊

同代表者代表取締役社長 三村 勝美

同代表者代表取締役 吉田 晟三

電話番号: 0570-00-0726 FAX番号: 0743-63-2259

携帯番号: 090-2770-2346



【債務者】

〒553-0003

大阪市福島区福島六丁目 25 番 19 号

エスリード株式会社

同代表者代表取締役 荒牧 杉夫

会社法人等番号 1200-01-072725

別紙 2 物件目録

1

所 在 大阪府中央区島之内二丁目

地 番 44 番乙 1

地 目 宅地

地 積 274.69 平方メートル

所有者 エスリード株式会社

2

所 在 大阪府中央区島之内二丁目

地 番 44 番 5

地 目 宅地

地 積 32.11 平方メートル

所有者 エスリード株式会社

3

所 在 大阪府中央区島之内二丁目

地 番 44 番 9

地 目 宅地

地 積 133.22 平方メートル

所有者 エスリード株式会社

合計面積:440.02 平方メートル

路線価による評価額:約 1 億 3,288 万円

(令和 7 年分路線価 302,000 円/平方メートル)

推定時価:約 1 億 6,600 万円

(路線価÷0.8 として算定)

以上

令和6年（ワ）第1826号

乙59-2

証拠説明書（仮処分事件）

被告 株式会社豊



被告 合同会社クリンクリンナラ



証 拠 説 明 書

令和 年(ヨ)第 号 不動産処分禁止仮処分命令申立事件

債権者 株式会社豊

債務者 エスリード株式会社

令和7年12月4日

債権者 株式会社豊

号証	標目	作成年月日	立証趣旨
甲1	和解調書	令和4年11月28日	債権者と訴外会社との間において、工事代金等をめぐる紛争が存在し、訴外会社が債権者に対して相応の金員の支払義務を負担していたこと(被保全債権の基礎となる事実関係)
甲2	工事請負契約書	令和3年5月12日	債権者と訴外会社との間で解体工事に関する工事請負契約が締結されていたこと、及び当該契約において特約条項(損害賠償に関する定め等)が付されていたこと(被保全債権の発生原因たる契約関係の存在)
甲3	請求書	令和7年6月27日	債権者が訴外会社に対し約5億円の債権を有していること、及びその内訳(工事代金、損害賠償金等)の詳細(被保全債権の額及び算定根拠)
甲4	工事写真	令和3年6月～7月	債権者が訴外会社との工事請負契約に基づき、本件工事現場で実際に解体工事・特殊施工等を行っていたことをうかがわせる写真資料(工事履行の具体的状況を示し、工事代金債権の存在を推認させる事情)
甲5	不動産登記事項証明書(本件不動産)	令和7年12月4日取得	本件不動産(大阪府中央区島之内二丁目44番乙1、44番5、44番9)が訴外会社から債務者に売却された事実、及びその登記年月日(詐害行為の存在)
甲6	不動産登記事項証明書(訴外会社の他の不動産)	令和7年12月2日取得	訴外会社が本件不動産売却後に他にめばしい資産を有しないこと、又は残存資産が債権額に比して著しく不足すること(訴外会社の無資力)
甲7	訴外会社法人登記簿謄本	令和7年12月4日取得	訴外会社の代表者、本店所在地等の基本情報、及び訴外会社が存続していること
甲8	債務者法人登記簿謄本	令和7年12月4日取得	債務者が不動産取引を主たる事業とする会社であり、不動産売買に関する専門的知見を有する事業者であること(債務者の悪意を推認させる事情)
甲9	報道記事等	令和3年7月16日付	訴外会社が関与した工事現場で設備事故(大型重機墜落事故)が発生し広く報道された事実、及び債務者が通常のデューデリジェンスを行えば訴外会社と債権者との間の紛争を容易に知り得たこと(債務者の悪意を推認させる事情)
甲10	路線価図	令和7年分	本件不動産所在地の路線価に基づき、本件不動産の時価水準がおおむね約1億6,600万円と推定されること、及び本件不動産が訴外会社にとって相当程度高額な資産であり、その売却により責任財産が大幅に減少したこと(詐害行為の程度及び保全の必要性)

以上